

たい。

田黒運動場は利用者も少なく、トイレの管理も十分と思われる。田黒運動場を廃止し、玉川運動場を代替場所として使用できないか。

田黒運動場は協定により地元が管理し利用している。また、避難場所になっているため、一方的な廃止は難しい。今後、地元の意向や、費用対効果を考え、慎重に進めて行く。

特別会計の主な質疑

◆国民健康保険事業

不納欠損処分状況の実務内容は。

事務の流れは、賦課をし、納期を過ぎても納められないものについて、督促状を発送し、その後催告、臨宅、差押え予告等を経て財産調査後財産がなく徴収できる見込みがなければ欠損処分となる。

特定健康診断受診率向

上対策事業業務委託料約353万円の内容と成果は。

受診者数を増やすためAIを活用し未受診者の方の健康特性や生活習慣病の通院履歴に応じ4種類のタイプに分け、それぞれ異なった勧奨通知を作成する業務である。また、成果としては令和2年度当町の健診受診率17%で県内最下位であったが令和4年度には39%まで回復した。

◆浄化槽設置管理事業

実質収支は151万円であるが今後の方針は。

浄化槽設置管理事業は、来年度から地方公営企業法が適用され会計が変わる。順次事務を進めているが、今後の方針等は企業会計による経営・財政状況が示されてから改めて検討する。

◆関口茂八翁奨学事業

約800万円の未収金がある状況を鑑み、年2回の返済を毎月返済とするなど、柔軟に対応し寄り添うことはできないか。

返済計画を大きく崩すことのないよう奨学生に寄り添いながら、確実に返済いただくための対応はできるものと考えている。

他の奨学金資金との併用は可能か。

併用は可能。

勝野財団奨学金の周知等に留意している。今後も政策財政課と連携しながら周知する。

◆水道課

コンビニ利用の収納率及び実績等は。

令和4年度からコンビニとスマホによる電子決済を導入した。実績は導入当初が72件であったが、令和4年度末は330件で累計が1,595件となった。納付書払い(口座振替以外)のうち44.1%がコンビニを利用して利用している。

監査報告

まとめ

令和4年度一般会計、5特別会計の歳入歳出及び水道事業会計の決算について監査を行った。
各決算の事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠し、かつ、議決予算科目等に従って調製されているか、その計数は正確であるか、関係諸帳簿、証書類と照合しているかなど、例月出納検査、定期監査の結果を参考にするとともに、関係職員からの説明を求め審査した。

審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、その他の書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、その内容についても予算額及び収入支出済額については検算し、関係諸帳簿、証書類等照合した結果、計数処理及び予算執行について適正であると認められた。

条例の制定・一部改正

議案第44号

明覚駅無料自転車置場の設置及び管理に関する条例の制定

明覚駅無料自転車置場を設置し適正に管理するため条例を制定するもの。

要点

・駐車できる車両は、自転車、50cc以下の原動機付自転車、シニアカーとする。

・長期間放置された自転車等において適正な処理ができるよう定めた。
・最終的に廃棄処分を行った場合、その費用を徴収することができる。

誰が管理するのか。

観光協会職員、番匠地域の方及び政策財政課職員が随時見回りをして確認する予定。

時々50ccを超えるバイクが置かれているがその対処は。

基本的には50ccを超えるものは駐車を断る。

議案第45号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に、改正するもの。

議案第46号

家庭保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に、改正するもの。

健全化判断比率・資金不足比率の審査・報告

ときがわ町決算に基づく健全化判断比率および浄化槽設置管理事業特別会計・水道事業会計決算に基づく資金不足比率が、監査委員の意見を付けて報告された。

審査の方法

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係担当課長から説明を求め審査した。

審査の結果

下表のとおり、一般会計等における健全化判断比率、公営企業等における資金不足比率が報告された。
いずれの書類も適正に作成されており、また健全化判断比率・資金不足比率ともに問題ないと認められた。

資金不足比率

Table with 3 columns: 会計の名称, 資金不足比率, 経営健全化基準. Rows include 浄化槽設置管理事業特別会計 and 水道事業会計.

※「-」… 資金不足比率がないため

健全化判断比率

Table with 3 columns: 健全化判断比率, 令和4年度, 早期健全化基準. Rows include 実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率.

※「-」… 赤字額がないため

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政状況を統一した指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために定められた。

- ①実質赤字比率
②連結実質赤字比率
③実質公債費比率
④将来負担比率

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

また、公営企業を営営する地方公共団体は、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。